

## 川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱で使用する用語の定義は、法、令及び省令で使用する用語の例による。

### (市長が認める基準)

**第3条** 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱ第2に規定する市長が認めるものは、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年条例第50号。以下「条例」という。）第127条の4第1項の規定による「特定建築物環境計画書」、同条例第127条の8第1項の規定による「特定外建築物環境計画書」又は川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱（平成27年26川ま建管第3352号。以下「戸建要綱」という。）第3条の規定による「戸建住宅環境計画書」の届出において、CASBEE川崎又はCASBEE戸建の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「A」以上のものとする。

### (市長が必要と認める図書)

**第4条** 省令第41条第1項の規定により、市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）による審査を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関による住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合 同法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合していること）の写し
- (4) 第3条第1項に定める基準に基づき、低炭素建築物新築等計画を作成し当該計画の認定を申請する場合 条例第127条の4第1項の規定により提出した「特定建築物環境計画書」、同条例第127条の8第1項の規定により提出した「特定外建築物環境計画書」又は戸建要綱第3条の規定により提出した「戸建住宅環境計画書」の写し
- (5) その他認定の審査等において市長が必要と認める図書

### (市長が不要と認める図書)

**第5条** 省令第41条第3項に基づき市長が不要と認める図書は、第4条第1号又は第2号に規定す

る適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しを提出した場合にあっては、各種計算書とする。

#### (建築確認申請書の提出部数等)

**第6条** 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)の部数は、正本及び副本とする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第41条に規定する申請書の写しを添付するものとする。

#### (構造計算適合性判定)

**第7条** 法第54条第2項の規定による申出をする者は、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の期間の末日の3日前までに、同法第6条の3第7項の適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

#### (計画の通知)

**第8条** 市長は、法第54条第2項の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書(第1号様式)に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

#### (軽微な変更)

**第9条** 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第2号様式)の正本及び副本に、それぞれ省令第41条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

#### (申請の取下げ)

**第10条** 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定を申請した者は、その認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届(第3号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

#### (認定をしない旨の通知)

**第11条** 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、不認定通知書(第4号様式)により認定しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

#### (工事完了報告)

**第12条** 認定建築主は、認定に係る低炭素化のための建築物の新築等の工事を完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等工事完了報告書(第5号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書の写し
- (2) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (3) その他の工事の完了を確認することができる図書で市長が適当と認めるもの

### **(建築の取りやめ)**

**第13条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめ届(第6号様式)に、省令第43条に規定する認定の通知書(法55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び省令第45条に規定する変更の認定の通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

### **(改善命令)**

**第14条** 市長は、法第57条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書(第7号様式)により行うものとする。

### **(計画の認定の取消し)**

**第15条** 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書(第8号様式)により取り消した旨とその理由を通知するものとする。

### **(認定等の証明)**

**第16条** 認定建築主は、省令第43条に規定する当該認定通知書(法第55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けたものにあつては、省令第45条に規定する変更認定通知書)を紛失等したときは、当該認定等の証明を市長に申請することができる。

2 認定建築主は、前項に規定する認定等の証明を申請するときは、認定等証明申請書(第9号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 身分証明のできる公的機関の発行した証明書(本人確認書類)の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、認定通知書等の写し又は認定等証明書(第10号様式)により証明するものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請について、第2項の各号に規定する書類に不備又は虚偽が認められ証明をしないときは、認定等の証明をしない旨の通知書(第11号様式)により証明しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

### **附 則**

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

### **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第7条及び第8条の規定は、施行日以後に法第54条第2項の規定による申出がされた建築物について適用し、施行日前の申出に係る建築物については、なお従前の例による。

### **附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。

設計内容説明書（参考様式1）  
 一戸建ての住宅（住戸部分）用（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	神奈川県川崎市
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書 等	
0. 基本 事項	基本事項	地域の区分	■ 6 地域	□ 計算書 □	
		年間日射地域区分	( ) 地域 ※下記設備のいずれかを設置した場合のみ □ 太陽光発電を採用 □ 太陽給湯設備を採用		
		建て方	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅等		
		構造	□ 木造住宅 (□ 軸組構法 □ 枠組工法) □ 鉄骨造住宅 □ 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 □ その他 ( )		
1. 躯体 の外皮性能等	躯体の外皮性能等に 係る基本事項	用いた計算方法	□ 非住宅・住宅計算法 □ 誘導仕様基準	□ 計算書 □ 仕上表 □	
		住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率 平均熱貫流率 (U <sub>A</sub> ) ( ) 【W/m <sup>2</sup> K】 外皮平均日射熱取得率 冷房期の日射取得率 (η <sub>AC</sub> ) ( ) 【-】 暖房期の日射取得率 (η <sub>AH</sub> ) ( ) 【-】		
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	□ 外皮の熱貫流率の基準に適合 □ 断熱材の熱抵抗の基準に適合 □ 構造熱橋部の基準に適合 (鉄筋コンクリート造等のみ)		
		開口部の断熱性能等	□ 緩和措置あり □ 外気に接する床 (5%緩和) □ 窓の断熱 (2%緩和) □ 窓の日射 (4%緩和)		
2. 一次 エネルギー 消費量	一次エネルギー消費量に係る 基本事項	用いた計算方法	□ 非住宅・住宅計算法 □ 誘導仕様基準	□ 計算書 □ 仕上表 □	
		住宅・非住宅計算法	外皮計算法 □ 一次エネルギー計算結果による 居室等の面積・構成 □ 一次エネルギー計算結果による		
	誘導仕様基準	通風の利用	□ 一次エネルギー計算結果による	□ 計算書 □	
		蓄熱の利用	□ 一次エネルギー計算結果による		
		床下空間の利用	□ 一次エネルギー計算結果による		
		設備機器等の仕様	□ 一次エネルギー計算結果による		
	誘導仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 ・ 暖房機器の仕様等 ( )	□ 機器表 □ 平面図 □	
		冷房設備	・ 冷房方式 ・ 冷房機器の仕様等 ( )		
		換気設備	・ 全熱交換換気設備の有無 □ 有 □ 無 ・ 換気設備の仕様等 ( )		

		照明設備	<input type="checkbox"/> 全ての照明がLED又は同等以上	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
		給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機の種類等 ( ) ・ 所定の省エネ対策の実施 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 分岐後配管径 13A 以下 <input type="checkbox"/> 浴室シャワーの節湯水栓等の使用 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の採用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
3. その他の措置	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	・ 再生可能エネルギー利用設備が設けられていること <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 河川水熱等を利用する設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用  ・ 一戸建ての住宅の場合は以下に適合 <input type="checkbox"/> 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/>		
	第1の2 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水栓の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用			
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用			
		蓄電池使用	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用			
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		劣化対策	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上			
		木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造住宅			
	高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混合材として利用				
	電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置				
	第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>		

設計内容説明書（参考様式2）  
 共同住宅（共用部用）

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式2-1による	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 系統図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式2-2による		
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式2-3による		
		外皮仕様	・標準入力法入力シート様式2-4による		
		熱源入力	・標準入力法入力シート様式2-5による		
		二次ポンプ	・標準入力法入力シート様式2-6による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式2-7による		
	換気	換気対象室	・標準入力法入力シート様式3-1による		
		給排気送風機	・標準入力法入力シート様式3-2による		
		換気代替空調機	・標準入力法入力シート様式3-3による		
	照明	照明	・標準入力法入力シート様式4による		
	給湯	給湯対象室	・標準入力法入力シート様式5-1による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式5-2による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式6による		
	太陽光	太陽光発電等	・標準入力法入力シート様式7-1による		
	コジェネ	コージェネレーション設備	・標準入力法入力シート様式7-2による		



		照明設備	<input type="checkbox"/> 全ての照明がLED又は同等以上	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
		給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯熱源機の種類等 ( ) ・所定の省エネ対策の実施 <input type="checkbox"/> ヘッダー方式 分岐後配管径 13A 以下 <input type="checkbox"/> 浴室シャワーの節湯水栓等の使用 <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の採用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
3. その他の基準 (第1又は第2いずれかに適合)	第1の1	再生エネルギー利用設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用  ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 <input type="checkbox"/> 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
	第1の2 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水栓の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用			
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> HEMSの採用			
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用			
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		劣化対策	<input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上			
	木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造建築物 <input type="checkbox"/>				
高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用					
電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置					
第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>			

設計内容説明書（参考様式3）  
非住宅用（新築）

建築物の名称	
建築物の所在地	神奈川県川崎市
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書等	
0. 基本事項	計算方法 基本事項	用いた計算法	<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法	<input type="checkbox"/> 入力シート <input type="checkbox"/> 建築概要書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/>	
		地域区分	■ 6地域		
		階数	・地上（    ）階、地下（    ）階		
		敷地面積	（    ）【㎡】		
		延べ面積	（    ）【㎡】		
		年間日射熱地域区分	（    ）地域 注）太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱（    ）、温熱（    ）		
1. 標準入力法	室仕様	室仕様	・標準入力シート様式1による	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 系統図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		空調設備	空調ゾーン		・標準入力シート様式2-1による
	外壁構成		・標準入力シート様式2-2による		
	窓仕様		・標準入力シート様式2-3による		
	外皮		・標準入力シート様式2-4による		
	熱源		・標準入力シート様式2-5による		
	2次ポンプ		・標準入力シート様式2-6による		
	空調機		・標準入力シート様式2-7による		
	換気		換気室		・標準入力シート様式3-1による
		換気送風機	・標準入力シート様式3-2による		
		換気空調機	・標準入力シート様式3-3による		
	照明設備	照明	・標準入力シート様式4による		
	給湯設備	給湯室	・標準入力シート様式5-1による		
		給湯機器	・標準入力シート様式5-2による		
	昇降機	昇降機	・標準入力シート様式6による		
	太陽光	太陽光発電	・標準入力シート様式7-1による		
	コージェネ	コージェネレーション設備	・標準入力シート様式7-3による		
PAL*	非空調外皮	・標準入力シート様式8による			
2. モデル建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式Aによる		
		計算対象部分面積			
		空調対象床面積			
		外周長			
		非空調コア部			
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式B1による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式B2による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式B3による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式C1による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式C2による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式C3による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式C4による		
	換気	換気	・モデル建物法入力シート様式Dによる		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式Eによる		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式Fによる		
	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式Gによる		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式Hによる		
コージェネ	コージェネレーション設備	・モデル建物法入力シート様式Iによる			

3. その他の基準 (第1又は第2いずれかに適合)	第1の1	再生エネルギー利用設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力・水力・バイオマス等の発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽光・地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 薪・ペレットストーブ等の熱利用	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
	第1の1 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	<input type="checkbox"/> 節水便器の設置 <input type="checkbox"/> 節水水栓の設置 <input type="checkbox"/> 電気食器洗い機の設置	<input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用		
		一次エネ削減	<input type="checkbox"/> BEMSの採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連携した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上	
			敷地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上	
			屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上	
			壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%	
	木造住宅・建築物	<input type="checkbox"/> 木造建築物 <input type="checkbox"/>			
高炉セメント等の利用	<input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント <input type="checkbox"/> 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用				
電気自動車充放電設備の設置	<input type="checkbox"/> 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置				
第2	所管行政庁の認めるもの	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/>		

第1号様式（第8条関係）

低炭素建築物新築等計画通知書

第 号  
年 月 日

建築主事 様

川崎市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申し出がありましたので、同法第54条第3項の規定により、低炭素建築物新築等計画を通知します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日  
年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
  
申請者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 4 申請に係る住宅の位置
- 5 低炭素建築物新築等計画  
別添のとおり
- 6 備考

第2号様式（第9条関係）

軽微な変更届

年 月 日

（宛先）川崎市長

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項及び川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の住所、氏名
- 5 変更事項

変更事項	変更前	変更後

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の申請を行った場合に限り）を記載してください。

第3号様式（第10条関係）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

次の申請を取り下げたいので、川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条の規定により届け出ます。

1 申請の種類

2 申請年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 取下げの理由

5 備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

不認定通知書

認定番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
認定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様

川崎市長

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 2 申請者の住所 \_\_\_\_\_
- 3 認定に係る建築物の位置 \_\_\_\_\_
- 4 理由 \_\_\_\_\_

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第12条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等工事完了報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の住所、氏名
- 5 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
（ 級）建築士（ ）登録第 号  
住所  
氏名  
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地
- 6 備考（軽微な変更の内容等）

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	決 裁 欄

（注意）

「6. 備考（軽微な変更の内容等）」は別紙とすることができます。

第6号様式（第13条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等取りやめ届

年 月 日

（宛先）川崎市長

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代 表 者 の 氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめたいので、川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の規定により、届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

第7号様式（第14条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書

第 号  
年 月 日

様

川崎市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき、次の低炭素建築物新築等計画について、速やかに改善の措置を取るよう命じます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 改善内容

5 備考

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第15条関係）

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

川崎市長

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定に係る建築物の構造
- 5 理由
- 6 備考

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により川崎市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

認定等証明申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

認定建築主の住所又は  
主たる事務所の所在地  
認定建築主の氏名又は名称  
代表者の氏名

川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第16条第1項の規定に基づき、認定等の証明を申請します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 証明申請する通知書等
- 6 証明申請する理由

7 備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄



第11号様式（第16条関係）

認定等の証明をしない旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

川崎市長

川崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第16条第1項の規定に基づき申請のあった認定等の証明について、証明をしないこととしたので、同条第4項の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日
- 2 認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定番号  
第 号
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 理由
- 6 備考

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。